

第二百一回国会
衆議院

地方創生に関する特別委員会議録

第三号

令和二年三月十九日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 山口 俊一君

理事 池田 道孝君

理事 今枝宗一郎君

理事 谷川 弥一君

理事 白石 洋一君

理事 穴見 陽一君

理事 大西 英男君

理事 金子万寿夫君

理事 小林 茂樹君

理事 高村 正大君

理事 佐藤 明男君

理事 田畑 裕明君

理事 高島 修一君

理事 中曾根康隆君

理事 長坂 康正君

理事 藤原 崇君

理事 古田 圭一君

理事 山田 美樹君

理事 関 健一郎君

理事 広田 一君

理事 松平 浩一君

理事 山川百合子君

理事 鰐淵 洋子君

理事 藤田 文武君

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

長尾 敬君
松野 博一君

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
地方創生の総合的対策に関する件

○山口委員長 これより会議を開きます。
地方創生の総合的対策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。
本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官菅原希君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補多田健一郎君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長高橋文昭君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長高橋文昭君、内閣府地方創生推進事務局審議官長谷川周夫君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長菅原希君、内閣府地方創生推進事務局審議官中村修君、消費者庁審議官坂田進君、総務省総合通信基盤局電気通信事業部長竹村晃一君、法務省大臣官房審議官保坂和人君、文部科学省大臣官房総括審議官串田俊巳君、スポーツ庁スポーツ総括審議官齋藤福栄君、文化庁審議官森孝之君、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官浅沼一成君、厚生労働省大臣官房審議官吉永和生君、農林水産省大臣官房生産振興審議官鈴木良典君、資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官加藤進君、中小企業庁長官官房審議官近藤博人君

委員の異動
三月十九日
大西 宏幸君 補欠選任 古川 康君
金子万寿夫君 穴見 陽一君
福田 達夫君 高木 啓君
松野 博一君 山田 美樹君

同日
穴見 陽一君 補欠選任 大西 英男君
高木 啓君 福田 達夫君
古川 康君 大西 宏幸君
山田 美樹君 古田 圭一君

同日
大西 英男君 金子万寿夫君
古田 圭一君 長尾 敬君

同日
大西 英男君 金子万寿夫君
古田 圭一君 長尾 敬君

同日
大西 英男君 金子万寿夫君
古田 圭一君 長尾 敬君

同日
大西 英男君 金子万寿夫君
古田 圭一君 長尾 敬君

内閣府大臣政務官
兼復興大臣政務官
政府参考人
(内閣官房内閣審議官)

菅原 希君

菅原 希君

菅原 希君

そしてまた、将来の地域産業の担い手の確保という観点からも、非常に公益性が高いものだというふうには思います。高知県も、最初の年は周知徹底が十分でなくて、二名しか申込みがなかったんですけれども、次の年から、三十名の定員以上の申込みがあるというふうなことで、今や、三十二府県、三百以上の市町村で取り組んでおられます。

時間がないのでまとめてお聞きをしますけれども、こういった取組を全国展開するために、やはり国としても更に支援を強化をしていかなければならないんじゃないかなというの一点。そして、もう一点が、これを運営する地方の財源が、今は、石田前大臣もいらつしやいますけれども、地方交付税の特交とか企業版のふるさと納税を財源にしているんです。確かにこれも必要でありますが、これは残念ながら安定財源とは言えませんが、ですから、やはり地方創生の推進交付金をこれに活用できるような見直し等も図って、制度の財源の充実強化を図るべきじゃないかなと思えますけれども、この二点についての大臣の御所見をお伺いをいたします。

○山口委員長 北村大臣、時間が過ぎていきますので、簡潔に。
○北村国務大臣 地方創生を推進するためには、若い世代の地方への流れを促進し、地域の産業を担う人材を確保することが重要と認識しており、平成二十六年にまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられて以来、奨学金の返還支援による若者の地方定着の推進に取り組んでまいっております。

平成三十一年度には、三十二府県、三百五十五市町村が奨学金返還支援の取組を進めており、実際に支援を受けられた方の数も七千二百四十六人とお聞きしております。こうした状況から、奨学金返還支援の取組は全国的に広まっており、大変有益、有用であるというふうな思い、一定の成果はあると認識したところであります。

この奨学金返還支援の取組は全国に広まりました

て成果を上げましたが、このため、引き続き、現在の仕組みのもとで奨学金返還支援の取組を推進していくことといたしておりますし、地方創生推進交付金を活用するまでには及ばない、財源の確保はめどがつかいておると聞いておるところでございます。

なお、若者のUターン就職の促進に向け、県内企業の採用情報の発信など、奨学金返還支援の取組の効果を高める事業に地方創生推進交付金が活用されている事例もございます。

以上、答弁させていただきます。

○広田委員長 どうもありがとうございます。

○山口委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。

私は、きょうは、企業版ふるさと納税制度について北村大臣に質問をさせていただきます。地域経済を活性化させ、地方自治体の住民サービスを応援することは、疲弊する地域を再生するためには必要なことだと考えます。本来は、国からの交付税など予算措置で公的に財源を確保すればいいと思います。

そもそも、基礎的な住民サービスをカットしなければならぬほど今地方自治体で財源不足が発生しているのは、自民党政権が三位一体改革を含めて地方の財源を削るもとで公的サービスの維持、継続を押しつけてきたからだと言わなければなりません。

このような状況のもとで、今、地方自治体が、地域再生計画のその財源を、みずからの予算措置による財源調達ではなく、その一部を企業からの企業版ふるさと納税を用いた寄附に依存するのは、これはなぜだと考えられますか。

○北村国務大臣 企業版ふるさと納税は、地方版総合戦略に位置づけられた事業でございます。法人からの寄附を受け、効率的かつ効果的に実施されるものを記載した地域再生計画を認定する仕組みとしております。その上で、そのような事業に対して寄附が行われた場合に、税制上の優遇措

置を講じることとおるところでございます。これは、民間企業の資金を呼び込むことにより、地方公共団体が行う地方創生の取組を支援することを目的とするものであると申し上げさせていただきます。

○清水委員 今、地方創生の取組というふうな言葉が使われています。

実は、来年度税制改正で、企業版ふるさと納税の税額控除の上限が三割から六割に引き上げられます。企業にとっては、損金算入と合わせて寄附額の約九割が戻ってくるという仕組みがつけられるわけですね。

つまり、言いかえれば、寄附額の九割が国や自治体の税金を原資としている、そういうことで間違いではないですか。百万円を寄附する、そのうちの九十万円は後から国と地方の税額控除で戻ってくるわけだから、そもそも百万円のうちの九十万円は国と自治体の財源を原資にしている、こう考えて間違いないですか。

○北村国務大臣 現行の企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対して企業が寄附を行った場合に、寄附額の三割を、地方税の法人住民税や法人事業税、あるいは国税の法人税から税額控除するという仕組みでございます。

今般の税制改正を行ったこの場合には、損金算入による寄附額の約三割の軽減効果とあわせて、最大で寄附額の六割が税額控除されることとなるものでございます。これによりまして、寄附をした企業は寄附額の最大約九割、税の軽減効果を受けることができるということとなるのです。

これは、地方創生は国と地方が一体となって取り組む国家的な課題であるという認識から、国税の法人税と地方税の法人住民税や法人事業税双方から控除される仕組みとしておるのでございます。

○清水委員 今、つまり、九割が損金算入と税額控除で戻ってくる。寄附をする企業の自己負担は一割で、あとの九割は国税、地方税ということ

がわかりました。

地方自治体は、企業からの寄附を募るためにJTBのふるさとコネクトなどポータルサイトを利用しています。このサイトの運営者に対して手数料を支払わざるを得ません。さらに、広告料やこれに関する自治体職員の人件費など、この企業版ふるさと納税を成功させるためにさまざまな事業費用を負担しているわけなんです。個人版ふるさと納税では、寄附の一〇％をポータルサイトの手数料として支払っているとの報道もあります。つまり、寄附の九割を税金で補填し、残りの寄附の一割以上の経費を自治体が負担しているとすれば、国や自治体の予算が寄附額以上に使われているということになるのではないかと。

例えば、ある自治体に企業が百万円寄附します。九十万円は、先ほど大臣お認めになられたように国と地方が負担するわけです。寄附を受ける自治体でも仮に十万円以上の経費がかかるならば、最初から国が税金で地域再生事業を交付税等で支援すればいいんじゃないかと。そもそも、この企業版ふるさと納税制度に意味があるんでしょうか。

○北村国務大臣 企業版ふるさと納税は、個人のふるさと納税とは異なり、寄附者への経済的利益の供与は禁じられております。したがって、地方公共団体が寄附企業に返礼品を供与することも当然できません。地方公共団体が企業からの寄附と他の財源を組み合わせて事業を実施したとしても、それは寄附企業に対する還元ではございません。ですから、問題は生じないというふうに認識するところでございます。

むしろ、地方公共団体が寄附を含めた財源を効率的に活用した地方創生の取組を進めることを期待しております。

○清水委員 だからこそ、最初から国が交付税措置すればいいんじゃないかというのが私の意見なんです。

確かに、今大臣おっしゃったように、企業版ふるさと納税制度の導入時から問題視されてきたの

が、営利を追求する民間企業が地方自治体に寄附をする行為には、企業と、自治体及び職員、首長、議員などとの、関係者との癒着やモラルハザードなどが起こる、そういう心配がされるからであります。

現行の企業版ふるさと納税制度でも、癒着やモラルハザードを排除するための措置として、内閣府令の経済的利益の供与の禁止、この条文が設けられているわけなんです。ですから、この企業版ふるさと納税制度というのは企業と自治体の癒着を生みかねないから、わざわざ、こういうケースは癒着になりますよ、これは禁止行為ですよと設けているわけなんです。

その上で伺います。電力会社による立地地域への振興について伺いたいと思うんです。

関西電力と高浜町の元助役との不適切な関係について、ことし三月十六日に経済産業省は関西電力株式会社に対する業務改善命令を发出されました。その理由は何か。簡潔にお答えください。

○覺道政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の事案につきましては、昨年十月に設置されました第三者委員会の調査報告書が三月十四日に関西電力に提出をされまして、公表されてございます。

その第三者委員会の調査によりまして今回明らかになりましたこととして、具体的に、広範な役員が金品を受領していたこと、事前の発注約束や特定の取引先に事前の情報提供を行うなど不透明な工事発注、契約があったこと、社内調査の非公表を不適切なガバナンスのもとで決定したことなど、公益事業者として信頼を失墜させる大きな問題があったというふうに考えてございます。

これを踏まえまして、今般の業務改善命令では、役職員の責任の所在の明確化、指名委員会等設置会社への移行検討を含む外部人材を活用した実効的なガバナンス体制の構築、コンプライアンス

体制の抜本的な強化、工事の発注、契約に係る業務の適切性、透明性の確保などを求めているところでございます。今月中にこれらの改革を含んだ業務改善計画を策定し、経済産業省に提出することを求めています。

関西電力には、こうした取組をしっかりと進めることで、内向きの企業風土を改め、ユーザー目線に立った、国民に信頼される組織に生まれ変わっていただきたい、こう考えてございます。

○清水委員 今ございましたように、関西電力の役員ら七十五名が福井県高浜町の元助役の森山氏及び森山氏の関連企業から総額三億六千万円相当の金品を受領していた、こういうことなんですね。

では、なぜ長年にわたりこのような癒着を断ち切ることができなかったのか。

できましたら、ことし三月十四日に第三者委員会の調査報告書の概要版が出ておりまして、その概要版十七ページの③と④のところを読み上げていただきたいのですが、お願いできますでしょうか。

○覺道政府参考人 お答え申し上げます。

第三者委員会の調査報告書におきましては、関西電力が森山元助役との関係を断ち切れなかった理由として、森山氏が県や町、地元を巻き込んだ妨害行動に出るのではないかと、また、その結果、原子力発電所の運営や再稼働に支障が生じるのではないかと、こういった懸念が指摘されているほか、関西電力の役員が森山氏から金品を受領してきたことが露見することで関西電力が社会的批判にさらされるのではないかと、上司や先輩から森山氏とは事を荒立てないようにと指示、示唆され、そのことが事実上の業務命令となっている状況下で、これに従わないと社内におけるみずからの地位が危うくなるのではないかと、あるいは、出世の道が閉ざされるのではないかと、各人各様の懸念に根差した不安感、恐怖感にあったのではないかと、このように指摘をされてございます。また、こうした森山氏との関係に加えまして、

調査報告書におきましては、コンプライアンスよりも事業活動が優先されてしまったり、また、ユーザーや社会一般の視点が欠落してしまったりという内向きの企業体質が数々の原因に通底する根本的問題であったと認定されているところでございます。

経産省としましては、同様の認識から、関西電力に対しましては、指名委員会等設置会社への移行検討を含む外部人材を活用した実効的なガバナンス体制の構築などを内容とする業務改善命令を发出したところでございまして、しっかりと、国民に信頼される組織に生まれ変わっていただきたい、このように考えてございます。

○清水委員 まさしく、高浜原発の再稼働という原子力発電事業を継続するために、元助役から金品を受け取り不当な要求に応じるといって、癒着を断ち切ることができなかったということなんです。やはり、この所管省庁である経産省の責任も極めて重いものがあり、関電以外の他の電力事業者についても同様の癒着がないか、厳しく精査するべきだと指摘をしておきたいと思っております。

そこで、北村大臣にお伺いしたいんです。この第三者委員会の調査報告書、四十四ページからは、このような記述があるんですね。よく聞いてください。

関西電力によれば、原子力発電所の設置を進めるに当たっては、地元住民の理解と信頼を得ることが最大の課題であり、そのためには、地域の発展への貢献や住民福祉の向上が図られることが必須の条件であると認識しているとのことであり、関西電力は、高浜町が原子力発電所の設置を推進するための財政的な支援として、一九九九年から一九九六年にかけて、高浜町に對して、総額四十億円を超える協力金・寄付金を支払った。

また、関西電力は、原子力発電所の誘致段階において、福井県及び高浜町に対して用地取得・漁業補償等に関する協力を要請し、また、

当時の高浜町長が反対運動を展開する住民との協議に当たり、ようやく用地買収や漁業補償等を進めることができるようになったとのことであり、

つまり、このような関係こそが、結果として、企業と自治体の不適切な関係を築いてきたわけなんです。

そこで大臣、立地地域の振興とはいえず、これはやはり公益事業を損なうものとして不適切なものだということにお感じになれませんか。

○北村国務大臣 恐れ入りますが、個別企業にかかわることでございますので、答弁は控えさせていただきます。

○清水委員 いや、個別企業といいますが、これは経済産業省が業務改善命令も出している問題なんです。

なぜ私がこのことを北村大臣にお伺いしたかといいますと、東京電力と東北電力がこの企業版ふるさと納税制度を使い、青森県の東通村に二年間で合計八億円の寄附をする、このことが生まれているからこそ、同様の癒着を生まないかという観点で質問をしているわけなんです。

合計八億円も企業版ふるさと納税を行う、ここに、関西電力と同様に原発立地自治体の癒着が生まれないとの保証はありますか。第二、第三の高浜町の元助役のような人物との関係を築かざるを得ないというような危険をここに感じませんか。そのことについては所管ですので、お答えください。

○北村国務大臣 一般論として申し上げさせていただきます。ただ、企業版ふるさと納税は、各地方公共団体が地方版総合戦略に位置づけ、地方創生を推進するために事業への寄附を対象とするものであります。

一般的に、電力会社が原発立地自治体を行う寄附につきましても、当該地方公共団体が地域再生計画の認定を受けて行う地方創生の取組への寄附であれば、企業版ふるさと納税の対象になるもの

と認識します。

引き続き、企業版ふるさと納税が地方創生を一層推進する仕組みとして健全に活用されることを期待したい。
以上です。

○清水委員 その認識では困ると思います。

私が関西電力と福井県高浜町の問題を取り上げたのは、まさしく、原発再稼働を進めたいと思う企業と、そしてそれを受け入れ、協力することを求めている自治体の癒着が生まれないか、関西電力のようになるんじゃないかということ懸念して指摘をしたわけなんです。関西電力も、今言われたように、高浜町の地方創生だとかあるいは地元重視とか、こういう名目で長年寄付金や協力をやってきたんです。

大臣、聞いてください。この東京電力や東北電力が寄付をする東通村の村長は、新聞社にこう述べているんです。原発の停止期間が十年を超え、事業者と立地地域の信頼が崩壊しかねない、村民の心が原子力から離れることに強い危機感を持っている。これは、私は余りにも露骨だというふうに思うんです。関西電力が原子力事業の継続に支障が生じることを恐れて元助役の森山氏との不適切な癒着を継続してきた構図とどう違うのかと言わざるを得ません。東京電力側もこの東通村村長の要請に応じて寄付を決めたということがインタビューで明らかになっています。

大臣、原発再稼働や建設工事の継続に関して不利に働かないように、東京電力や東北電力はこの東通村に寄付をしている、これは外形的に見れば明らかだと思いませんか。これが本当に不適切だとは思いませんか。大臣、癒着は絶対に生み出さないとはいえませんが。

○北村国務大臣 御指摘の事案につきましては、移住、定住先として選ばれるような村づくりのプロジェクトや農水産物のブランド化のプロジェクトなど、東通村が地域再生計画の認定を受けて行う地方創生の取組に対して、電力会社がその趣旨を理解して賛同した上で寄付を行うものと承知し

ておりまして、企業版ふるさと納税制度の通常の活用事例であると考えておるところでございます。

報道によりますれば、村長さんも、移住、定住や農水産物のブランドデザインなどに活用した、地域再生計画の趣旨を理解してもらったと述べられておると聞いておるものでございます。

○清水委員 そんなにいい事業だったら、国が交付税措置をすればいいということなんです。

冒頭、私は、企業版ふるさと納税の九割が国や地方の財源だ、残りの一割については受ける自治体が費用で失うかもしれない。だったら最初から交付税措置をして地方の地域再生計画を支援すればいい、これが私は基本だというふうに思うんです。

結局、交付税措置するなど国が持つべきそういう責任を投げ捨てて、地方交付税を減らし、地方の財政を圧迫しておきながら、金が足らなければ企業に働きかけるというのは、ちょっと私は、これは筋が悪いと言わなければならぬと思うんです。

企業版ふるさと納税は、無意味な上に新たな癒着を生み出すものであり、拡充や延長は行うべきではありません。ぜひ、今後、この東通村についてもそういう癒着が生まれないか厳しくチェックをしていただく、このことを強く指摘して、私の質問を終わります。

○山口委員長 次に、藤田文武君。

藤田委員 日本維新の会の藤田文武でございます。

本日最後の質問、よろしくお願いをいたします。私の前に質問をされました清水議員の指摘、党としては余り意見が合わない党なんです、まさにおっしゃるとおりだと思っております。

つまり、私は、きょうの質問のテーマは、第一期のまち・ひと創生総合戦略があつて、それが検証され、五年が終わり、二期目が始まるこの計画

が打ち出されたわけですけれども、ここに書いてある施策を実行していったら、果たして目標が達成されるんだろうかという疑問です。これをちょっと細かくやらせていただきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

予算委員会でも実はこの質問、同様の質問をやつたんですけれども、きょうは委員会というところで少し細かくしたいんですけれども、まず、第一期のKPIの検証が行われました。

KPIは三段階にまずは分けられてまして、一番は、達成又は達成に向けて進捗している、つまり合格点。二番目は、必ずしも十分に政策効果がないうこと、三番目は、数値的な予測が不可能というところで、簡単に言うと、一と二でマルかバツかというふうに分けられています。そして、その一番の中もA、B、Cと分かれてまして、Aが目標達成、これは二重丸ですね。Bが達成に向けて進捗している、まだ達成していない、三角みたいなものです。Cは数値が定められていない。つまり、簡単に言うと、①も二段階に分かれています、こういうことなんです。

その中で、私がちょっとチェックしたいなと思うのは、一番の達成又は達成進捗の、いわゆる合格点、丸に入っているところのまだ達成できていないところ、これ、進捗率をよく見てみると、実は五〇%未満のものが約三割くらいあるんです。低いものでいうと、一〇%台も入っています。私は、考えてみると、これはもうバツにしてもいいようなものじゃないかなというふうに思うわけです。

これはちょっと事前レクでいろいろ聞いたんですけど、内訳はもととなかつた聞いています。それではちょっとやり過ぎじゃないかということで、その中でも段階を、色分けをつけていたということなんです、これは簡単に言うと、KPIをざっと見たときに、百三十一項目ありまして、二十二項目はいわゆる評価不能ということなので、それ以外だけ見ると、約九割以上が合格

点がついているというふうにも見てとれるわけですね。

それをもつてこの計画を五年間よくやつたと評価するのは、私はちょっとこれは問題があるんじゃないかと思つて、正確な評価をして次の対策に生かすという観点から、このKPIの設定の仕方、評価の設定の仕方に大いに問題があるんじゃないかというふうに思います。

具体的に言うと、進捗率の余りに低いもの、つまり五〇%未満のものは、これはもう①に分類せずには不合格とつけた方がいいんじゃないかというふうに思いますが、これは御見解はいかがでしょう。事務方で大丈夫です。

○菅家政府参考人 お答え申し上げます。第一期の総合戦略は、二〇一九年度までの計画でございます。その中で、主に目標を二〇二〇年としましてKPIを掲げているところでございます。昨年、このKPIの進捗状況の点検を行いました。際には、その時点で、二〇一九年春の段階での最新の数値となりますと、二〇一八年かあるいはそれ以前の数値ということになりました、その数値を現在値として使つて評価をしたところでございます。このため、委員御指摘のとおり、進捗状況が、進捗率が五〇%未満と低いものも①の達成している又は達成に向けて進捗しているに分類をしたところでございます。

しかしながら、今後、第一期の総合戦略のKPIの達成状況を改めて点検する際には、委員からの御指摘も今ございましたので、KPIの評価の分類方法についてもよく検討してまいりたいと考えております。

○藤田委員 見直すということなので、厳しくやっていただきたいと思います。

これは、私も事業経営をずっとやっていまして、やはり、部下から上がってくる書類を見たときに、何となくさつと見たときに、これは大体うまくいっているんじゃないかなというふうな印象を持つような評価のやり方だと私はどうも思つてしまふんです。大臣も思いませんか。KPI、九割達